

一宮町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

一宮町長

馬淵 昌



一宮町規則第 18 号

一宮町財務規則の一部を改正する規則

一宮町財務規則（昭和63年一宮町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 電子契約記録 契約内容を記録した電磁的記録であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2又は建築業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の5に規定する電子署名を講じたものをいう。

第53条第2項中「契約書を取りかわす」を「契約書を取りかわし、又は電子契約記録を作成する」に改める。

第93条第2項中「契約書を取りかわす」を「契約書を取りかわし、又は電子契約記録を作成する」に改め、「当該契約書の写し」の次に「又は当該電子契約記録及び合意締結証明書（電子契約記録について合意があったことを記録した証明であって、電磁的記録により作成されたものをいう。以下同じ。）を印刷した書面」を加える。

第118条第1項第6号中「又」を「若しく」に改め、「請書」の次に「又は電子契約記

録」を加える。

第144条第1項及び第2項中「契約書」の次に「又は電子契約記録」を加え、同条第3項中「当該契約書」の次に「又は電子契約記録」を加える。

第145条第2項中「請書」の次に「又は電子契約記録」を加える。

第148条第3項中「又」を「若しく」に改め、「変更請書を提出させ」の次に「、又は変更契約内容を記録した電子契約記録を作成し」を加える。

第153条第2項中「契約書」の次に「、電子契約記録」を加え、同条第3項中「契約書」の次に「又は電子契約記録」を加える。

第243条第2項中「契約書」の次に「又は電子契約記録」を加える。

第244条第2項中「契約書の写及び」を「契約書の写し又は電子契約記録及び合意締結証明書を印刷した書類を添え、並びに」に、「変更契約書案を添えて」を「変更契約書案を添付して」に改める。

第294条中「契約書」の次に「若しくは電子契約記録」を加える。

第304条中「契約書の写及び」を「契約書の写し又は電子契約記録及び合意締結証明書を印刷した書類を添え、並びに」に、「変更契約書案を添えて」を「変更契約書案を添付して」に改める。

別表第2（第63条）の備考に次の1項を加える。

3 契約の方法が電子契約記録による場合におけるこの表の適用については、支出負担行為に必要な主な書類の欄中「契約書」とあり、及び「契約書又は請書」とあるのは、「電子契約記録及び合意締結証明書を印刷した書面」とする。

別表第3（第63条）の備考に次の1項を加える。

3 契約の方法が電子契約記録による場合におけるこの表の適用については、支出負担行為に必要な主な書類の欄中「契約書」とあるのは、「電子契約記録及び合意締結証明書を印刷した書面」とする。

## 附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。